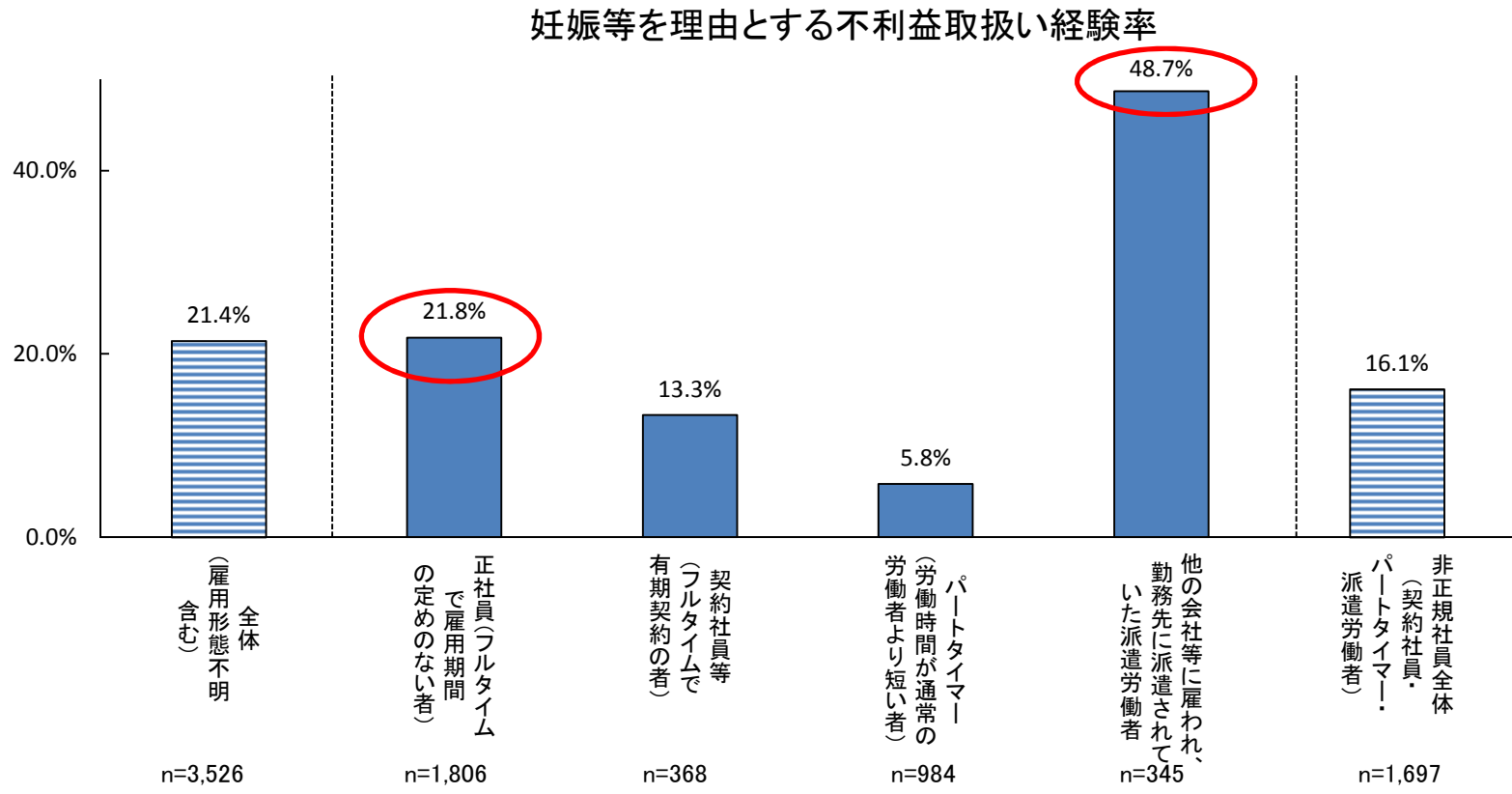


雇用形態ごとの妊娠等を理由とする不利益取扱い経験率

資料6

「派遣労働者」「正社員」の順で妊娠等を理由とする不利益取扱い経験率(※)が高くなっている。



(※)「妊娠等を理由とする不利益取扱い経験時の雇用形態ごと人数」÷「職場で妊娠・出産・育児いずれかを経験した人の、調査時点での雇用形態ごと人数」

※調査対象:有業者のうち「現在の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」「1つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」、無業者のうち「1つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」「2つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」の合計。

(郵送の従業員調査とウェブ調査を合算。)

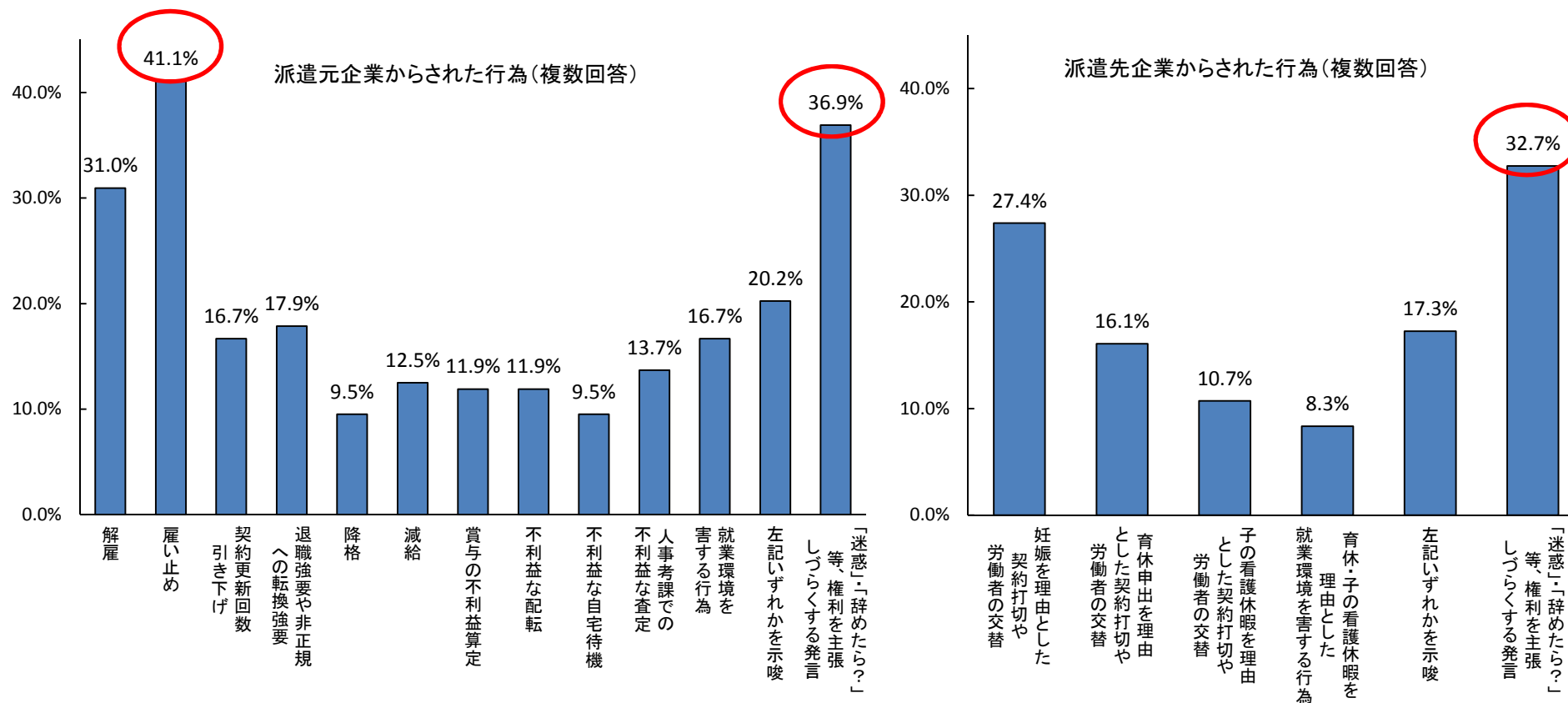
※本調査における妊娠等を理由とする不利益取扱いは、妊娠・出産・育児等に関連して職場で受けた以下のような不利益取扱いを指す。

→解雇、雇い止め、契約更新回数の引下げ、退職や不利益な契約内容変更の強要、降格、減給、賞与等における不利益な算定、不利益な配置変更、不利益な自宅待機命令、不利益な人事評価、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくする発言。また、派遣労働者については、派遣先から受けた以下のような不利益取扱いも含む。

→妊娠・育休・子の看護休暇を理由とした契約打ちや労働者の交替、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくするような発言。

妊娠等を理由とした不利益取扱い行為の内容(派遣労働者について)

- 派遣元からは「雇い止め」「権利を主張しづらくする発言」がそれぞれ約4割。
- 派遣先からは「権利を主張しづらくする発言」を受けた者が約3割。



n(妊娠等を理由とした不利益取扱いを受けた時に派遣労働者だった人)=168

※調査対象:有業者のうち「現在の職場で妊娠等を理由とした不利益取扱いを受けた人」「1つ前の職場で妊娠等を理由とした不利益取扱いを受けた人」「2つ前の職場で妊娠等を理由とした不利益取扱いを受けた人」の合計(郵送調査とWEB調査の合計)

※本調査における妊娠等を理由とした不利益取扱いは、妊娠・出産・育児等に関連して職場で受けた以下のような不利益取扱いを指す。

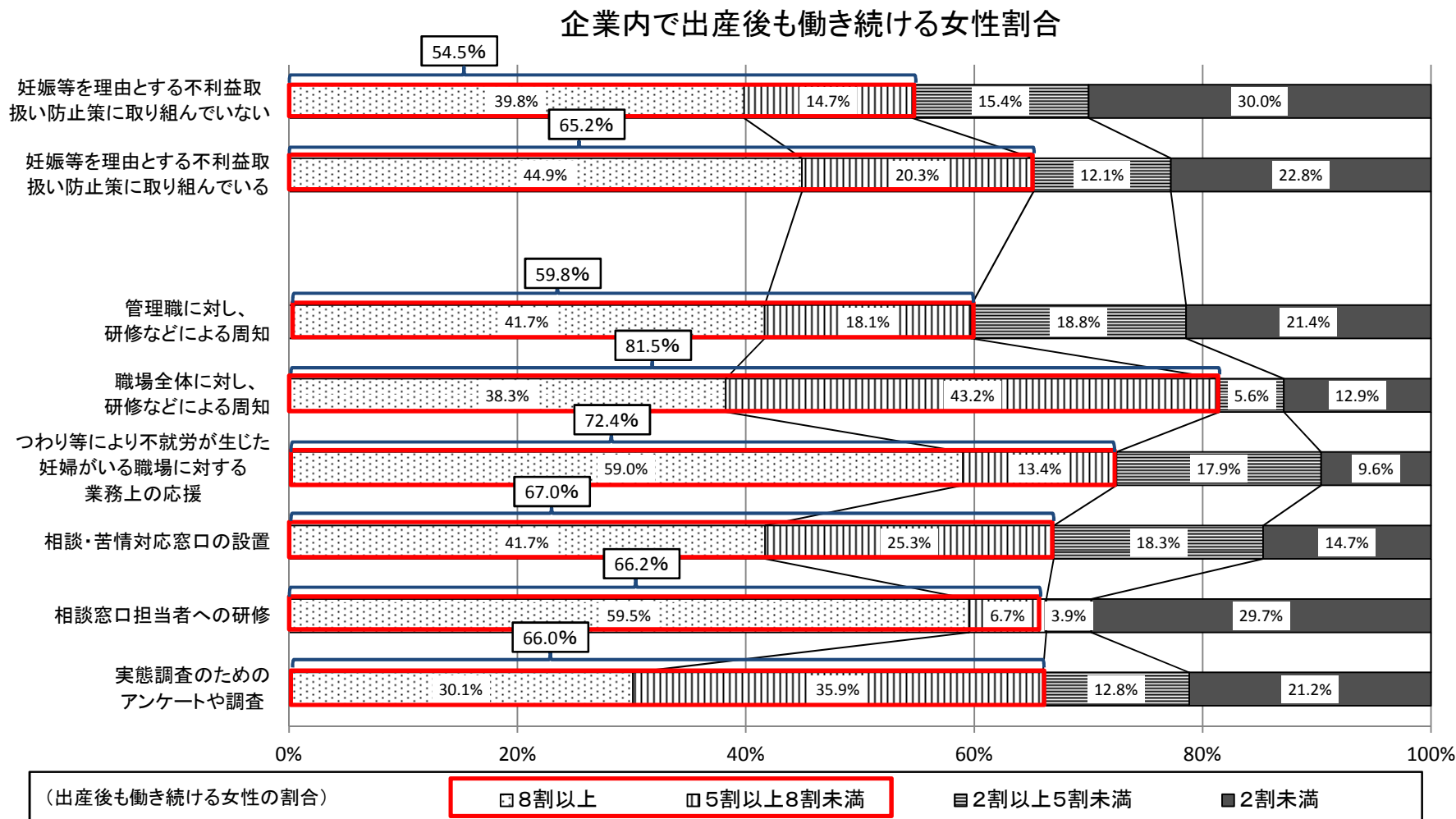
→解雇、雇い止め、契約更新回数の引き下げ、退職や不利益な契約内容変更の強要、降格、減給、賞与等における不利益な算定、不利益な配置変更、不利益な自宅待機命令、不利益な人事評価、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくする発言。

また、派遣労働者については、派遣先から受けた以下のような不利益取扱いも含む。

→妊娠・育休・子の看護休暇を理由とした契約打切や労働者の交替、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくする発言。

妊娠等を理由とする不利益取扱い防止策の効果

特に、「職場全体への研修などによる周知」に取り組んでいる企業において、出産後の女性の就業継続率が高い。



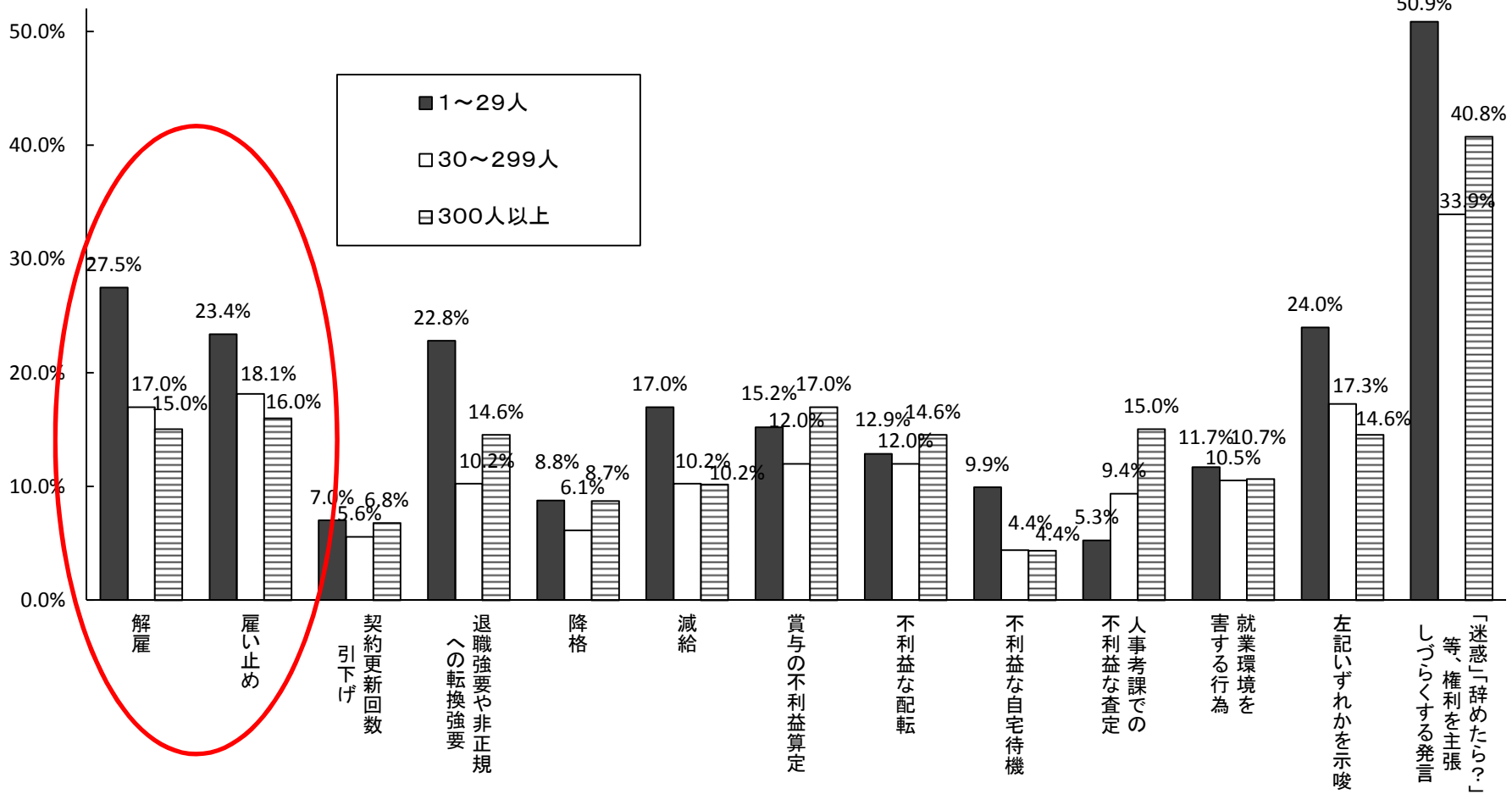
(※) 妊娠等を理由とする不利益取扱い防止策とは、ここでは以下の取組を指す。

→ 管理職に対する研修や周知、職場全体に対する研修や周知、つわり等により不就業が生じた妊婦がいる職場に対する業務上の応援、相談・苦情対応窓口担当者への研修、実態調査のためのアンケートや調査、その他

n=2,832

妊娠等を理由とする不利益取扱い行為の内容(複数回答)

「解雇」「雇い止め」については、規模の小さな企業の方が、受けた割合が高い。



n(職場で何らかの妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人)=714

※調査対象: 有業者のうち「現在の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」「1つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」、無業者のうち「1つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」「2つ前の職場で妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた人」の合計。(郵送の従業員調査とウェブ調査を合算。)

※本調査における妊娠等を理由とする不利益取扱いは、妊娠・出産・育児等に関連して職場で受けた以下のような不利益取扱いを指す。

→解雇、雇い止め、契約更新回数の引下げ、退職や不利益な契約内容変更の強要、降格、減給、賞与等における不利益な算定、不利益な配置変更、不利益な自宅待機命令、不利益な人事評価、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくする発言。

また、派遣労働者については、派遣先から受けた以下のような不利益取扱いも含む。

→妊娠・育休・子の看護休暇を理由とした契約打ち切りや労働者の交替、仕事をさせないなど就業環境を害する行為、前述のいずれかを示唆する発言、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくする発言。